

昭和二十五年農林省令第九十六号

家畜改良増殖法施行規則

家畜改良増殖法(昭和二十一年法律第二百九号)を実施するため、及び同法に基き、家畜改良増殖法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 種畜等(第一条―第十四条)
- 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等(第十五条―第二十条)
- 第三章 家畜人工授精師(第二十一条―第三十一条)
- 第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例(第四十一条―第四十四条)
- 第二章の二 家畜登録事業(第四十五条―第四十八条)
- 第三章 雜則(第四十九条―第五十二条)
- 附則

第一章 種畜等

(検査の方法)

第一条 独立行政法人家畜改良センター(以下「センター」という。)は、家畜改良増殖法(以下「法」という。)第四条第一項本文の検査(以下「定期検査」という。)及び同項第一号の検査(以下「センターの臨時検査」という。)を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。

一 獣医師又は家畜人工授精師

二 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

三 学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した場合にあつては、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に三年以上従事している者

四 農林水産大臣が前三号に掲げる者と同等以上上の知識経験を有すると認めた者

(検査の期日及び場所)

第二条 センターは、定期検査及びセンターの臨時検査の期日、場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。

都道府県知事は、法第四条第一項第二号の検査(以下「地方の臨時検査」という。)の期日、

場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。

(種付け等の制限の特例)

法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第四条第一項本文の家畜の雄の飼養者が行う行為であつて次に掲げるものの用に供する場合

イ 自己の飼養する雌についてのみ行う種付け

ロ 自己の飼養する雌についてのみ行う行為であつて次に掲げるものの用に供する家畜人工授精用精液(法第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液をいう。以下同じ。)の採取

(1) 家畜人工授精(法第三条第二項に規定する家畜人工授精をいう。以下同じ。)

(2) 家畜体外受精卵移植(法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵移植をいう。以下同じ。)

以下同じ。)

二 法第四条第一項本文の家畜の雄であつて、専ら一の都道府県の区域内において飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に行われると認められる家畜の品種として農林水産大臣が指定するものに属するものであり、かつ、当該都道府県の区域内の家畜人工授精所その他の農林水産大臣が指定する場所において飼養されるものを当該都道府県の区域内において飼養付ける又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合

(検査の申請)

法第四条第一項の検査(以下「種畜検査」という。)を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書、定期検査及びセンターハーの臨時検査にあつてはセンターに、地方の臨時検査にあつては都道府県知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、検査の際、第一条に規定するセンターの職員又は地方の臨時検査を担当する者(以下「検査担当者」という。)にこれを提出することができます。

(必要書類の呈示)

種畜検査を受けようとする者は、検査の際、当該家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類並びに法第九条第二項の規定による種付台帳があるときはこれを検査担当者に呈示しなければならない。

(検査に係る疾患の種類)

第六条 法第四条第二項の農林水産省令で定める疾患は、次に掲げるものとする。

一 伝染性疾患

イ 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第一百六十六号)第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病及びこれらの伝染性疾病の

疑症

ロ 牛については、牛伝染性鼻氣管炎、ブルータング、ランピースキン病、牛カシンピロバクター症、トリコモナス症、トリパノソーマ症及びレブトスピラ症(レブトスピラ・ポモナによるものに限る。)

ハ 馬については、トリパノソーマ症、仮性皮疽、馬バラチフス、馬伝染性子宮炎及びこうしん

二 豚については、オーエスキーブ、豚繁殖障害症候群及び豚テシオウイルス性脳脊髄炎

三 遺伝性疾患

イ 牛について

(1) 肉用の品種であつて農林水産大臣が指定するものについては、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、クローディン十六欠損症、第十三因子欠損症、バンド三欠損症、I A R S 異常症及びモリブデン補酵素欠損症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

(2) 乳用の品種であつて農林水産大臣が指定するものについては、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性长期在胎、遺伝性の奇型、クローディン十六欠損症、第十三因子欠損症、バンド三欠損症、I A R S 異常症及びモリブデン補酵素欠損症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

二 豚について

(1) 肉用の品種であつて農林水産大臣が指

定するものについては、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性长期在胎、遺伝性の奇型、クローディン十六欠損症、第十三因子欠損症、バンド三欠損症、I A R S 異常症及びモリブデン補酵素欠損症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

三 繁殖機能の障害精巢炎、精巢機能減退、精巢、陰莖、潜在性精巢、陰のう炎、ぼつ起不全症、陰莖、陰莖弯曲症、亀頭包皮炎、包茎、精のうせん炎、前立せん炎、精巢及び副生殖器の発育不全及びしゆよう並びに陰莖及び包皮の裂傷

四 伝性疾患

ハ 豚については、遺伝性先天性振戦、遺伝性クル病、遺伝性増殖性皮膚炎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

イ 牛については、牛伝染性鼻氣管炎、ブル

二 法第四条第三項の等級は、特級、一級、二級及び級外の四階級に区分する。

二 前項の等級の判定基準は、農林水産大臣が表示で定める。

(種畜証明書の交付等)

農林水産大臣又は都道府県知事は、検査に合格した家畜について別記様式第二号による種畜証明書をその飼養者に交付するものとする。

二 法第四条第四項の規定により種畜証明書の交付の手続に関する事務がセンターに委託されている場合にあつては、センターは、検査に合格した家畜について別記様式第二号による種畜証明書をその飼養者に交付するものとする。

(委託契約書の記載事項)

第八条 法第四条第一項の検査(以下「種畜検査」という。)を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書、定期検査及びセンターハーの臨時検査にあつてはセンターに、地方の臨時検査にあつては都道府県知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、検査の際、第一条に規定するセンターの職員又は地方の臨時検査を担当する者(以下「検査担当者」という。)にこれを提出することができます。

(必要書類の呈示)

種畜検査を受けようとする者は、検査の際、当該家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類並びに法第九条第二項の規定による種付台帳があるときはこれを検査担当者に呈示しなければならない。

(検査の期日及び場所)

第二条 センターは、定期検査及びセンターハーの臨

時検査の期日、場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。

都道府県知事は、法第四条第一項第二号の検査(以下「地方の臨時検査」という。)の期日、

査(以下「地方の臨時検査」という。)の期日、

口 馬については、遺伝性虹彩欠損症及び伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

ハ 豚については、遺伝性先天性振戦、遺伝性クル病、遺伝性増殖性皮膚炎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

イ 牛については、牛伝染性鼻氣管炎、ブル

二 前項の等級の判定基準は、農林水産大臣が表示で定める。

(種畜証明書の交付等)

農林水産大臣又は都道府県知事は、検査に合格した家畜について別記様式第二号による種畜証明書をその飼養者に交付するものとする。

二 前項の等級の判定基準は、農林水産大臣が表示で定める。

(種畜証明書の交付等)

二 種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更
(種畜證明書の書換交付及び再交付の手続)
第十一条 令第五条の規定による種畜證明書の書換交付の申請は、別記様式第三号による申請書に種畜證明書を添えてしなければならない。
令第六条第一項の規定による種畜證明書の再交付の申請は、別記様式第三号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、種畜證明書を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に種畜證明書を添えて提出しなければならない。
前二項の規定による申請をする者は、うち農林水産大臣に対して申請をするものは、その手数料を申請書に收入印紙を貼り付けて納付しなければならない。

第十二条 削除
(種畜の公示)
第十二条 法第八条第一項及び第二項の農林水產省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 種畜證明書を書換交付したとき。
二 令第七条第一項第三号の場合において、種畜證明書の返納があつたとき。
(種畜證明書の提示の相手方)
第十三条 法第九条第一項の農林水產省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 獣医師及び家畜人工授精師
二 家畜伝染病予防法の家畜防疫官及び家畜防疫員
三 農業共済組合及び農業共済組合連合会の関係技術員
(診断に係る疾患の種類)

第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水產省令で定める伝染性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとたいから家畜卵巣(法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。)を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第十四条第一項から第三項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。

一 第六条第一号イに掲げる伝染性疾患(ブルセラ症を除く。)

二 牛伝染性鼻氣管炎、ブルータンク、ランビースキン病、トリパノソーマ症及びレブトスピラ症(レブトスピラ・ボモナによるものに限る。)

二 種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更
(種畜證明書の書換交付及び再交付の手続)
第十一条 令第五条の規定による種畜證明書の書換交付の申請は、別記様式第三号による申請書に種畜證明書を添えてしなければならない。
令第六条第一項の規定による種畜證明書の再交付の申請は、別記様式第三号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、種畜證明書を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に種畜證明書を添えて提出しなければならない。

第十三条の三 法第九条の二第一項の獣医師による診断は、雌の家畜を家畜体内受精卵(法第三条の三第二項第四号に規定する家畜体内受精卵をいう。以下同じ。)の採取の用に供する日又は雌の家畜若しくはそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供する日前三十日以内に受けたものでなければならない。
(家畜受精卵の採取の制限の特例)
第十三条の四 法第九条の二第一項ただし書の農林水產省令で定める場合は、同項の家畜の雌の飼養者が、当該雌の家畜を、自己の飼養する雌の家畜のみ移植する家畜体内受精卵の採取の用に供する場合とする。
2 法第九条の二第二項ただし書の農林水產省令で定める場合は、同項の家畜の雌の飼養者が、当該家畜卵巣を採取する者が、当該家畜の雌又は又はそのとたいを、自己の飼養する雌の家畜のみ移植する家畜体外受精卵(法第十一条の二第四項に規定する家畜体外受精卵をいう。以下同じ。)の生産の用に供する家畜卵巣の採取の用に供する場合とする。
(種付台帳等の様式)

第十四条 法第九条第二項の種付台帳、同条第四項の種付證明書及び同項の精液採取に関する証明書の様式は、それぞれ別記様式第四号、様式第五号及び様式第六号によるものとする。

第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植

第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等

(家畜人工授精の特例)
第十五条 法第十一條ただし書の農林水產省令で定める場合は、自己の飼養する雌の家畜に注入するために対する他人の飼養する雄の家畜から採取された家畜人工授精用精液の処理又は注入をする場合とする。

(家畜受精卵移植の制限の特例)
第十五条の二 法第十一條ただし書の農林水產省令で定める場合は、自己の飼養する雌の家畜から採取された家畜体内受精卵の処理をする場合とする。

(家畜未受精卵移植の制限の特例)
第十五条の三 法第十一條ただし書の農林水產省令で定める場合は、自己の飼養する雌の家畜に注入するために対する他人の飼養する雄の家畜から採取された家畜未受精卵の処理並びに家畜体外受精卵の検査は、次の方法による。

一 家畜体内受精卵の検査は、当該家畜体内受精卵を適切に洗浄した後に行うこと。
二 イに掲げる事項については肉眼検査、口に掲げる事項については顕微鏡検査の方法によること。

イ 浮遊液の色等の性状

ロ 家畜体内受精卵の形態及び浮遊液中のじよ状物又はきよう雜物の有無

(家畜未受精卵の採取方法等)
第十六条の三 法第十三條第三項の家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外受精並びに家畜体外受精卵の検査は、次の方法による。

一 家畜体外受精は、当該家畜未受精卵を適切に洗浄した後に行うこと。

二 イに掲げる事項については肉眼検査、口に掲げる事項については顕微鏡検査の方法によること。

イ 浮遊液の色等の性状

ロ 家畜体外受精卵の形態及び浮遊液中のじよ状物又はきよう雜物の有無

(家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の処置)
第十六条の四 法第十三條第四項の農林水產省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前

二 前号の雄の家畜の種類及び品種

二 農林水產大臣の定めるところにより家畜卵巣の採取を的確に、かつ、衛生的に実施することができるよう認められる者が、獣医師又は家畜人工授精師の具体的な指示の下に雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合

令で定める場合は、自己の飼養する雌の家畜に移植する家畜体外受精卵の生産の用に供するために家畜未受精卵(同項に規定する家畜未受精卵をいう。以下同じ。)を採取し、若しくは処理し、家畜体外授精(法第四条第一項に規定する家畜体外授精をいう。以下同じ。)を行い、又は家畜体外受精卵を処理する場合とする。

(精液の検査方法)
第十六条 法第十三條第一項の検査は、第一号に掲げる事項については肉眼検査、第二号に掲げる事項については顕微鏡検査の方法による。

一 精液中に血液、尿又は膿を混すこと。
二 精液中に精子を欠除すること。
三 精液中の精子の活力が乏しく、生存率が低く、又は奇型率が高いために受胎に支障があると認められること。

(輸入精液に係る証明書の発行者)
第十七条の二 法第十四条第一項第一号中イからニまで以外の部分の農林水產省令で定める者は、外国の法令により設立された當利を目的としない法人で、その経理的基礎、技術的能力等からみて、同号の証明書の発行を的確に、かつ、公正に実施することができるものとして農林水產大臣が指定するものとする。

(遺伝性疾患及び繁殖機能の障害の種類)
第十七条の三 法第十四條第一項第一号イの農林水產省令で定める遺伝性疾患及び繁殖機能の障害は、それぞれ第六条第二号に掲げる遺伝性疾患及び同条第三号に掲げる繁殖機能の障害となる。

(輸入精液の採取者)
第十七条の四 法第十四条第一項第一号ロの農林水產省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 獣医師又は家畜人工授精師

二 上の知識及び技能を有し、家畜人工授精を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる者

(輸入精液に係る検査方法等)
第十七条の五 法第十四条第一項第一号ロの農林水產省令で定める方法は、検査については第十六条の方法、容器への収容については第十六条の四の方法とする。

(輸入精液に係る証明書の記載事項)
第十七条の六 法第十四条第一項第一号ニの農林水產省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前

二 前号の雄の家畜の種類及び品種

三 当該家畜人工授精用精液の採取年月日
四 前号の採取年月日における第一号の雄の家畜の飼養者の氏名又は名称及び住所
五 当該家畜人工授精用精液の採取及び処理をした者の氏名及び住所
(輸入受精卵に係る証明書の発行者)

第十七条の七 法第十四条第二項第一号中イからハまで以外の部分の農林水産省令で定める者は、外国の法令により設立された當利目的としない法人で、その経営的基礎、技術的能力等からみて、同号の証明書の発行を的確に、かつ公正に実施することができるものとして農林水産大臣が指定するものとする。

第十七条の八 削除

(輸入受精卵の採取者)

第十七条の九 法第十四条第二項第一号ハの農林水産省令で定める者は、獣医師とする。

第十七条の十 法第十四条第二項第一号ハの農林水産省令で定める方法は、検査については第六条の二の方法、容器への収容については第六条の四の方法とする。

第十七条の十一 法第十四条第二項第一号ニの農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合にあつては、獣医師とする。

一 獣医師又は家畜人工授精師

二 家畜体外受精移植に関し家畜人工授精師と同等以上の知識及び技能を有し、家畜体外受精移植を的確に、かつ衛生的に実施することができると認められる者

第十七条の十二 法第十四条第二項第一号ニの農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。

一 当該家畜体内受精卵を採取するために種付(輸入受精卵に係る証明書の記載事項)

第十七条の十三 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。

一 当該家畜体内受精卵を採取するために種付(輸入受精卵に供した雄の家畜、第42条第一項第二号ロにおいて同じ。)の名前

二 前号の雄の家畜の品種

三 当該家畜体内受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜(そのとたいから家畜卵巣を採取した雌の家畜を含む。第七号及び第四十二条第一項第三号ロにおいて同じ。)の名前

四 前号の雌の家畜の品種

五 当該家畜体外受精卵を生産するために行つた家畜体外授精の年月日

六 当該家畜体外受精卵の検査年月日

七 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣を採取した日における第三号の雌の家畜の飼養者の氏名又は名称及び住所

八 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取、家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外受精並びに家畜体外受精卵の処理をした者の氏名及び住所

(家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の譲渡等の基準)

第十八条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める基準は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受精移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設(以下「家畜人工授精所等」という。)において衛生的に保存されている家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(法第十一條の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる家畜人工授精用精液でないことを。(講習会開催者の指定の基準)

第十九条 削除

(家畜人工授精用精液証明書等の様式)

第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関する証明書及び法第十五条の家畜人工授精簿は、それぞれ別記様式第七号、様式第八号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号によるものとする。

第二十一条 法第十六条第二項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
(講習会開催者の指定の申請)

第二十二条 家畜人工授精に係る講習会、家畜人工授精並びに家畜体外受精移植に関する講習会の別畜の概要

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 講習会に係る家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精移植に関する講習会の別畜の概要

三 講習会の開催場所

四 講習会において課すべき科目及びその時間並びに担当講師の氏名及び略歴

五 講習会の用に供する施設、機械器具及び家畜の概要

三 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜の名前

四 前号の雌の家畜の品種

五 当該家畜体内受精卵を採取するためにした種付け又は家畜人工授精用精液の注入の年月日

六 当該家畜体内受精卵を採取するためにした種付け又は家畜人工授精用精液の注入の年月日

七 前号の採取年月日における第三号の雌の家畜の氏名及び住所

八 当該家畜体内受精卵の採取及び処理をした者の氏名及び住所

九 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体外受精卵にあつては次のとおりとする。

一 当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前

二 前号の雄の家畜の品種

三 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜(そのとたいから家畜卵巣を採取した雌の家畜を含む。第七号及び第四十二条第一項第三号ロにおいて同じ。)の名前

四 前号の雌の家畜の品種

五 当該家畜体外受精卵を生産するために行つた家畜体外授精の年月日

六 当該家畜体外受精卵の検査年月日

七 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣を採取した日における第三号の雌の家畜の飼養者の氏名又は名称及び住所

八 水素イオン濃度が著しく酸性又はアルカリ性であつて受胎に支障があると認められるもの

九 第十七条各号に掲げる異常を有するもの

一 次に掲げる家畜受精卵でないこと。

イ 卵細胞が変性し、若しくは消失し、又は形態が著しく変形しているために受胎に支障があると認められるもの

ロ 家畜体内受精卵を採取するためにした種付け若しくは家畜人工授精用精液の注入又は家畜体外受精卵を生産するために行つた家畜体外授精の年月日から推定される発育段階と著しく異なる発育段階にあるために受胎に支障があると認められるもの

ハ 浮遊液に細菌が多数発育し、又はじよ状物若しくはきよう雑物が多数あるもの

二 次に掲げる家畜受精卵でないこと。

イ 卵細胞が変性し、若しくは消失し、又は形態が著しく変形しているために受胎に支障があると認められるもの

ロ 家畜の改良増殖の促進を目的とするもの

ハ 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人又は一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、家畜産学に関する専門課程を置くもの

二 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第一項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師又は家畜人工授精師を含むこと。

三 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第一項各号に掲げる科目を教授するのに必要な施設、機械器具及び家畜を有すること。

四 学校教育法に基づく専修学校であつて、獣医学又は畜産学に関する学部又は学科を置くもの

五 学校教育法に基づく専修学校であつて、獣医学又は畜産学に関する専門課程を置くもの

六 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人又は一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、家畜産学に関する専門課程を置くもの

七 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人又は一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、家畜産学に関する専門課程を置くもの

八 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人又は一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、家畜産学に関する専門課程を置くもの

九 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人又は一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、家畜産学に関する専門課程を置くもの

一 前項第一号に掲げる者であること。

二 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第二項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

三 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第二項各号に掲げる科目を教授するのに必要な施設、機械器具及び家畜を有すること。

四 前項第一号に掲げる者であること。

五 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

六 前項第一号に掲げる者であること。

七 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

八 前項第一号に掲げる者であること。

九 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

一 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

二 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

三 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

四 前項第一号に掲げる者であること。

五 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

六 前項第一号に掲げる者であること。

七 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

八 前項第一号に掲げる者であること。

九 前項の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適当な数の講師を有し、かつ、その講師には、獣医師を含むこと。

2 受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて五十五時間及び前条第一項第二号に掲げる科目を通じて九十三時間及び前条第二項第二号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

3 受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

4 受講時間が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて百十九時間及び前条第三項第二号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

(受講及び修業試験の免除等)

第二十四条の二 学校教育法に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関(以下「大学等」という)において第一十三条第一項各号に掲げる科目のうち特定科目、同条第二項各号に掲げる科目のうち特定科目、体内受精卵移植概論及び受精卵の生理及び形態又は同条第三項各号に掲げる科目のうち特定科目、体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態及び体外受精卵移植の全部又は一部を修めた者(以下「受講等免除者」という)に対しては、その修められた科目についての講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。

2 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、第二十三条第一項第一号に掲げる一般科目についての家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験に合格している者に対しては、第二十三

3 牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者に対しては、第二十三

4 牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者に対しては、第二十三条第二項第一号に掲げる一般

5 畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

6 受講等免除者は、第一項の規定による講習会の受講及び修業試験の免除を受けようするときは、大学等において当該免除を受けようとする科目的うち同条第二項各号に掲げる科目のうち特定科目、体内受精卵移植概論及び受精卵の生理及び形態又は同条第三項各号に掲げる科目のうち特定科目、体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態及び体外受精卵移植の全部又は一部を修めた者(以下「受講等免除者」という)に対しては、その修められた科目についての講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。

7 講習会の修業試験に合格している者は、第二項から第五項までの規定による講習会の受講及び修業試験の免除を受けようとするときは、講習会の修業試験に合格していることを証する書面を、講習会の開始予定日までに講習会の開催者に提出しなければならない。

8 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係るものとする。

9 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係るものとする。

10 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三項第一号に掲げる科目的うち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定による家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者には、受講時間が、第二十三

11 一六八時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の人を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

一二 七十四時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第二号に規定する時間を控除して得た時間に十分の人を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

一 得た時間に十分の人を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 百二十三時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の人を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

三 講習会の修業試験の合格証明書

第二十五条 講習会の開催者は、修業試験合格者名簿を備えて、必要な事項を記入するとともに、修業試験に合格した者に対してその旨の証明書を交付するものとする。

四 前項の証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 講習会の開催者の名称及び住所

二 講習会に係る家畜の種類及び家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の開催者に提出される講習会の修業試験に係る科目的うち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定による家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者には、受講時間が、第二十三

一 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍(日本)の国籍有しない者につては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等の記載がある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の記載したものに限る。)

二 講習会の修業試験に合格した旨の証明書の記載した書面

三 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能、上肢の機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬若しくは大麻の中毒者であるかどうかに関する医師の診断書

四 申請者が法第十七条第一項又は第二項第三号若しくは第四号に該当するかどうかの別を記載した書面

五 法第十七条第二項第三号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

(心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない者)

第二十六条の二 法第十七条第二項第一号の農林水産省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 上肢の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うに当たつて必要な技能を十分に發揮することができない者

三 家畜人工授精師の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認められるときは、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。(精神障害の届出)

第二十六条の四 家畜人工授精師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該家畜人工授精師が精神の機能の障害を有する状態となり家畜人工授精師の業務の継続が著しく困難になつたときは、当該家畜人工授精師に免許を与えた都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(家畜人工授精師免許証の様式)

第二十七条 法第十八条の家畜人工授精師免許証(以下「免許証」という。)は、別記様式第十五号による。

(免許証の記載事項の変更)
第二十八条 令第九条の農林水産省令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍、住所又は氏名の変更)

二 免許に係る家畜の種類並びに家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植の業務の別

の変更

(免許証の書換交付及び再交付の手続)
第二十九条 令第九条の規定による免許証の書換交付の申請は、別記様式第十六号による申請書

に免許証を添えてしなければならない。

2 令第十条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十六号による申請書を提出してしなければならない。

3 令第十一条の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十二号による申請書を提出してしなければならない。

4 令第十二条の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十二号による申請書を提出してしなければならない。

5 令第十九条第一項又は第二項の処分をしたときは、その旨、事由及び年月日並びに業務の停止期間

6 免許証を書換交付し、又は再交付したときは、その旨、事由及び年月日

7 同項の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、それぞれ別記様式第十七号、様式第十八号、様式第十九号及び様式第六号によるものとす。

8 家畜人工授精所の開設の許可の申請

9 家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならぬ。

10 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜卵巣採取する場合に限る。)を行う場合にあつては、当該家畜人工授精所を管理すべき獣医師の免許証の写し

二 建物の平面図、配置図、付近の見取図
三 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
イ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(住民基本台帳法第七条第一号及び第七号に掲げる事項を記載したもの)(日本の国籍を有しない者にあつては、当該事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したもの)に限る。)

4 法第二十五条第一項第二号又は第二項第二号若しくは第三号に該当するかどうかの別を記載した書面

5 法第二十五条第二項第二号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

6 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

7 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が個人である場合にあつては、その確定判決謄本

8 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

9 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が個人である場合にあつては、その確定判決謄本

10 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

11 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が個人である場合にあつては、その確定判決謄本

12 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

13 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が個人である場合にあつては、その確定判決謄本

14 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

15 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が個人である場合にあつては、その確定判決謄本

16 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

17 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が個人である場合にあつては、その確定判決謄本

18 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

19 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が個人である場合にあつては、その確定判決謄本

20 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

21 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が個人である場合にあつては、その確定判決謄本

一 構造、処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場合にあつては、その場所が外部から見えないような障壁があるもの

二 設備、処理室が衛生的操作並びに家畜人工授精用精液又は家畜受精卵及び薬品の保管に支障がないもの

三 器具、
イ 家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具
ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

四 器具、
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの)
ロ 役員の氏名及び住所を記載した書面
ハ 役員(令十三条に規定する使用人があつては、当該使用人を含む。以下「役員等」という。)が法第二十五条第一項第三号又は第二項第四号に該当するかどうかの別を記載した書面

五 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

六 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が個人である場合にあつては、その確定判決謄本

七 法第二十五条第二項第四号に該当する場合にあつては、当該使用者が法人である場合にあつては、その確定判決謄本

八 家畜体内受精卵移植を行つ場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体内受精卵移植の検査、処理又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

九 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の保存を行う場合にあつては、その保存に必要な器具

一〇 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の保存を行う場合にあつては、その保存に必要な器具

一一 家畜人工授精所の開設の許可の申請人(開設の許可の申請者の使用人)

一二 都道府県知事は、法第二十四条の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した家畜人工授精所の開設の許可証(以下「許可証」という。)を交付しなければならない。

一 開設の許可の年月日
二 開設の許可の年月日
三 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称
四 家畜人工授精所の名称及び所在地
五 家畜の種類及びその業務の別

一 許可証の置き方
二 前条の規定による許可証の交付を受けた家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所内に当該許可証を備え置かなければならぬ。

一 家畜人工授精所の構造、設備等
二 家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所内に当該許可証を備え置かなければならぬ。

は、当該変更の日から三十日以内に、別記様式第二十一号による届出書に変更事項に係る書類を添えてその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

法第二十五条の二第二項の規定により廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を開しようとする家畜人工授精所の開設者は、別記様式第二十二号による届出書をその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。
 (許可証の書換交付)

第三十八条 家畜人工授精所の開設者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その許可証を添え、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による許可証の書換交付の申請は、別記様式第二十三号による申請書を提出してしなければならない。

第三十九条 家畜人工授精所の開設者は、許可証を汚し、損じ、又は失つたときは、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による許可証の再交付の申請は、別記様式第二十三号による申請書を提出してしなければならない。

第四十条 家畜人工授精所の開設者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、速やかに、その許可を与えた都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

一 次に掲げる場合 当該家畜人工授精所の開設者

イ 法第二十六条第一項又は第二項の規定により開設の許可を取り消された場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)による死亡又は失踪の届出義務者

二 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 その法人を代表する役員であつた者

第四十一条 法第三十二条の三第一項の規定による公示は、次に掲げる事項につきするものとする。
 1 指定年月日
 2 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の種類
 3 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の品種
 4 法第三十二条の三第一項の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。
 (容器への表示事項)
第四十二条 法第三十二条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
 1 家畜人工授精用精液にあつては、次に掲げる事項
 イ 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前
 ロ 当該家畜人工授精用精液の採取年月日

第四十三条 法第三十二条の四の容器への表示を行ふに当たつては、次に掲げる方法で行うものとする。
 1 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器にラベルを貼ることにより表示する方法
 (譲渡等記録簿の様式)
 2 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示する方法

第四十四条 法第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。
第二章の二 家畜登録事業
 (登録規程の承認の申請)
第四十五条 法第三十二条の九第一項の規定により登録規程(同項に規定する登録規程をいう。)の承認を受けようとする者は、家畜登録事業(同項に規定する家畜登録事業をいり解散した場合その清算人)の開始予定期日の六十日前までに、別記様式第二十五号による申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。
 (登録規程の変更の承認の申請)

第四十六条 法第三十二条の九第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十六号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
第四十七条 法第三十二条の九第四項の家畜改良規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十七号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
第四十八条 法第三十二条の九第五項の規定により登録規程に定める審査の基準が法第三条の二第一項の家畜改良増殖目標の達成に支障を及ぼすおそれのあるものである場合

1 登録規程に定める登録手数料が著しく高額である場合
 2 登録規程に定める登録手数料が著しく高額である場合
 3 登録規程に定める審査の基準が法第三条の二第一項の家畜改良増殖目標の達成に支障を及ぼすおそれのあるものである場合

(家畜登録事業の廃止の届出)
第四十九条 法第三十二条の九第五項の規定により家畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記様式第二十七号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
第三章 雜則
 (家畜人工授精所の運営状況の報告の方法等)
第五十条 法第三十四条第三項の規定による報告は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後四月以内に、次の各号に掲げる様式により行うものとする。
 1 特定家畜人工授精用精液等に係る業務を行つている場合にあつては、別記様式第二十号

二 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）に係る業務を行つてゐる場合にあつては、別記様式第二十九号による。	第五十一条 法第三十五条第二項の証明書は、別記（センターの立入検査等）
（施行期日）	第五十二条 法第三十五条第二項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

（身分を示す証明書の様式）	第五十三条 法第三十五条第二項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
（省令で定める条件は、第一条各号のいずれかに該当する者であることとする。）	（立入り、質問、検査又は收去（以下「立入検査等」という。）を行つた畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行う場所の住所及び管理者の氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（立入検査等を行つた年月日）	（立入検査等を行つた年月日）
（種畜の精液を収去した場合にあつては、当該種畜の名称並びに当該精液を所有する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	（種畜の精液を収去した場合にあつては、当該種畜の名称並びに当該精液を所有する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（権限の委任）	（権限の委任）

（施行期日）	第三十五条第二項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
（この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。）	（立入り、質問、検査又は收去（以下「立入検査等」という。）を行つた畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行う場所の住所及び管理者の氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（立入検査等を行つた年月日）	（立入検査等を行つた年月日）
（種畜の精液を収去した場合にあつては、当該種畜の名称並びに当該精液を所有する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	（種畜の精液を収去した場合にあつては、当該種畜の名称並びに当該精液を所有する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（権限の委任）	（権限の委任）

（施行期日）	第三十五条第二項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
（この省令は、昭和五十三年七月五日から施行する。）	（立入り、質問、検査又は收去（以下「立入検査等」という。）を行つた畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行う場所の住所及び管理者の氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（立入検査等を行つた年月日）	（立入検査等を行つた年月日）
（種畜の精液を収去した場合にあつては、当該種畜の名称並びに当該精液を所有する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	（種畜の精液を収去した場合にあつては、当該種畜の名称並びに当該精液を所有する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
（権限の委任）	（権限の委任）

内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務に係る家畜人工授精師免許証とみなす。

8 この省令の施行の際現に旧規則第三十二条の規定により家畜人工授精所の申請を行つてゐる者の申請書の様式については、なお従前の例による。

9 この省令の施行の際現に交付されている家畜改良増殖法第三十五条第二項の身分を示す証票の様式については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年四月一日農林水産省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繩糸価格安定法施行規則、繩檢定規則、農業機械化促進法施行規則、大豆なたね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粹種の繁殖用のもの並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがい等漁業の取締りに関する省令、太西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網等漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがい漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ繩漁業の取締りに関する省令(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

よる書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則 (平成六年三月一五日農林水産省令第一七号)

この省令は平成六年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成五年十一月三十一日を含む事業年度における家畜登録事業に係る報告については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この省令は、公布的日から施行する。

4 この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

5 この省令は、平成一六年三月一八日農林水産省令第五号抄

(施行期日)

この省令は、公布的日から施行する。

6 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

7 この省令は、平成二年一月一一日農林水産省令第一四号抄

(施行期日)

この省令は、公布的日から施行する。

8 この省令は、平成九年法律第三十四号の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。

9 この省令は、平成二〇〇八年三月二十五日農林水産省令第七八号抄

(施行期日)

この省令は、公布的日から施行する。

10 この省令は、平成二一年一月一一日農林水産省令第一号抄

(施行期日)

この省令は、公布的日から施行する。

11 この省令は、平成二一年三月二一日農林水産省令第二二号抄

(施行期日)

この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

12 この省令は、平成二二年三月二一日農林水産省令第八二号抄

(施行期日)

この省令は、平成二三年四月一日から施行する。

13 この省令は、平成二三年三月二二日農林水産省令第五九号抄

(施行期日)

この省令は、平成二三年四月一日から施行する。

14 この省令は、平成二三年三月二二日農林水産省令第二二号抄

(施行期日)

この省令は、平成二四年四月一日から施行する。

面は、平成十一年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

附 則 (平成一五年三月二八日農林水産省令第二三号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

2 この省令は、平成一七年三月一四日農林水産省令第三〇号抄

(施行期日)

この省令は、平成一七年三月二九日から施行する。

3 この省令は、平成一七年三月一八日農林水産省令第一八号抄

(施行期日)

この省令は、平成一七年三月二九日から施行する。

4 この省令は、平成十一年三月三十一日以前に作成された旧規則別記様式第四号及び別記様式第九号による書面は、この省令による改正後の家畜改良増殖法(以下「旧規則」という。)による様式により作成することができる。

5 別記様式第四号及び別記様式第九号については、平成十七年六月三十日までの間は、なおこの省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則別記様式第四号及び別記様式第九号による書面は、この省令による改正後の家畜改良増殖法(以下「旧規則」という。)による様式により作成することができる。

6 平成十七年六月三十日以前に作成された旧規則別記様式第四号及び別記様式第九号による書面は、この省令による改正後の家畜改良増殖法(以下「旧規則」という。)による様式により作成することができる。

7 別記様式第七号及び別記様式第七号による書面は、この省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則(以下「新規則」という。)別記様式第七号、別記様式第七号の二及び別記様式第七号による書面は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおこの省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則(以下「旧規則」という。)による書面は、この省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則(以下「旧規則」という。)別記様式第七号、別記様式第七号の二及び別記様式第七号による書面は、新規則別記様式第七号の三により作成することができる。

8 平成二十年三月三十一日以前に旧規則別記様式第七号、別記様式第七号の二及び別記様式第七号による書面は、新規則別記様式第七号の三により作成された書面は、新規則別記

の施行の日(平成十四年七月十四日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日農林水産省令第二三号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

2 この省令は、平成一六年三月一八日農林水産省令第六三号抄

(施行期日)

この省令は、平成一六年三月二九日から施行する。

3 この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために必要な措置に関する法律(以下「関係省令」という。)に規定する様式による書面

は、

この省令は、

は、

		れでいる書類は、新規則別記様式第二十号及び別記様式第二十一号によるものとみなす。
		4 この省令の施行の際現にある旧規則別記様式第二十号及び別記様式第二十一号により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
	附 則 (平成二〇年一月二八日農林水産省令第七号) 抄	附 則 (平成二〇年一月二八日農林水産省令第七号)
	(施行期日)	(施行期日)
	1 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。	1 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。
	附 則 (平成二四年一月四日農林水産省令第四〇号) 抄	附 則 (平成二四年七月六日農林水産省令第四〇号)
	(施行期日)	(施行期日)
	1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。	1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。
	省令第三四号	省令第三四号
	(施行期日)	(施行期日)
	第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定並びに別記様式第七号、別記様式第九号及び別記様式第十号の改正規定は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定並びに別記様式第七号、別記様式第九号及び別記様式第十号の改正規定は、公布の日から施行する。
	(経過措置)	(経過措置)
	第二条 平成二十九年四月一日前に作成されたこの省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則別記様式第二号による書面は、この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則別記様式第二号による書面とみなす。	第二条 平成二十九年四月一日前に作成されたこの省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則別記様式第二号による書面は、この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則別記様式第二号による書面とみなす。
	前条ただし書に規定する規定の施行の日前に作成されたこの省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則別記様式第七号、別記様式第九号及び別記様式第十号による書面とみなす。	前条ただし書に規定する規定の施行の日前に作成されたこの省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則別記様式第七号、別記様式第九号及び別記様式第十号による書面とみなす。
	附 則 (平成三〇年一月一六日農林水産省令第二号)	附 則 (平成三〇年一月一六日農林水産省令第二号)
	(施行期日)	(施行期日)
	第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年七月一日)から施行する。	第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年七月一日)から施行する。
	附 則 (令和二年一月五日農林水産省令第七号) 抄	附 則 (令和二年一月五日農林水産省令第七号)
	(施行期日)	(施行期日)
	第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年七月一日)から施行する。	第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年七月一日)から施行する。
	附 則 (令和二年六月二十四日農林水産省令第四四号) 抄	附 則 (令和二年六月二十四日農林水産省令第四四号)
	(施行期日)	(施行期日)
	第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年七月一日)から施行する。	第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年七月一日)から施行する。
	附 則 (令和二年一月二二日農林水産省令第八三号)	附 則 (令和二年一月二二日農林水産省令第八三号)
	(施行期日)	(施行期日)
	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
	(経過措置)	(経過措置)
	第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する牛ウイルスによる書面とみなす。	第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する牛ウイルスによる書面とみなす。

れるいる書類は、新規則別記様式第二十号及び別記様式第二十一号によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧規則別記様式第二十号及び別記様式第二十一号により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二〇年一月二八日農林水産省令第七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二四年一月四日農林水産省令第四〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年七月六日農林水産省令第四〇号抄

(施行期日)

1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

附 則 (平成二四年七月六日農林水産省令第三四号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一月一六日農林水産省令第二号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月一日農林水産省令第一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一三日農林水産省令第二九号)

(施行期日)

1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条、第五条及び第七条から第九条まで

の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年九月一三日農林水産省令第二九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

ス性下痢・粘膜病、牛白血病、牛丘疹性口炎、トリパノソーマ病、トリコモナス病、馬モルビリウイルス肺炎、トキソプラズマ病、山羊関節炎・脳脊髄炎、豚エントロウイルス性脳脊髄炎、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾーン性リンパ腫、牛丘疹性口内炎、トリパノソーマ病、あひる肝炎、兎ウイルス性出血病、パロア病又はノゼマ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後のそれぞれの省令に規定する牛ウイルス性下痢、牛伝染性リソウイルス性脳脊髄炎、鶏伝染性気管支炎、鶏マイコプラズマ病、鳥結核、鳥マイコプラズマ症、ロイコチトゾーン症、あひるウイルス性肝炎、兎出血病、パロア病又はノゼマ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

2 この省令の施行前にされた第一条の規定による改正前の家畜改良増殖法施行規則に規定するブルセラ病に係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の家畜改良増殖法施行規則に規定するブルセラ病に係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の家畜改良増殖法施行規則に規定するブルセラ病に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

附 則 (令和二年九月二八日農林水産省令第六四号)

(施行期日)

1 この省令による改正後の家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。

附 則 (令和二年九月二八日農林水産省令第六四号) 抄

(施行期日)

1 この省令による改正後の家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。

いう。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別
式
第
一
号

種 畜 檢 查 申 請 書	
年 月 日	
畜主名 (都道府県知事)	
別養者 住所	
氏名又は名称	
畜査改良種登録法第4条第1項の規定により下記の家畜について種畜検査を受けるため、申請します。	
記	
1. 名前	
(家畜登録欄名及び登録番号)	
2. 種類及び品種	
3. 毛色	
4. 特徴	
5. 生年月日	
6. 產地	
7. 血統	
父 (登録番号)	母父
母 (登録番号)	母母
8. その他	

(日本農業標準化法)

備考
1. 附表種畜登録欄名及び登録番号を記入する場合は、この欄に登録番号を記入すること。
2. 本申請書は、畜査改良種登録法第4条の規定による種畜検査を受けるための申請書である。
3. 本申請書は、畜査改良種登録法第4条の規定による種畜検査を受けるための申請書である。
4. 本申請書は、畜査改良種登録法第4条の規定による種畜検査を受けるための申請書である。

樣
式
第
二
號

種 畜 証 明 書	
(家畜登録欄名及び登録番号)	
名 称	
種 別	
品 种	
毛 色	
生 年 月 日	
產 地	
血 統	
父 (登録番号)	母 父
母 (登録番号)	母 母
生 地	
產 地	
上記の要項は、畜査改良種登録法第4条の規定により検査に合格した種畜であることを証明する。	
種畜所有者 (飼育担当者)	
(日本農業標準化法)	

備考
上記については、特許法(権利登録番号)をもつた場合に該当するものと認められた場合に該当するものと認められた場合に該当する。

樣
式
第
三
號

種 畜 証 明 書 送 付 (両交付) 申請書	
年 月 日	
畜主名 (都道府県知事)	
別養者 住所	
氏名又は名称	
畜査改良種登録法第4条第1項の規定により種畜証明書の発給を受けた場合に該当する種畜登録番号第1項(平成15年6月21日)の種姓(登録番号)を記載すること。	
記	
1. 種畜証明書番号	
2. 種畜の年齢、種類及び品種	
3. 家畜登録欄名及び登録番号	
4. 申請の事由 (別養者の変更の場合にあっては、別饲养者の住所及び氏名又は名称を記載すること。)	

(日本農業標準化法)

樣
式
第
四
號

種 付 台 帳 (種 畜 保 存 台 帳)	
種 畜 証 明 書 番 号	
名 前	
家畜登録欄名	
登録番号	
種類及び品種	
生年月日	
血 純	父
母	母
種畜飼育者 住所 氏名又は名称	

備考
種付台帳は、表面により保護する場合にあっては種畜ごとに別冊としてつづり、別冊の別冊により保護する場合にあっては種畜ごとに別冊に区分する。

様式第五号

番 号	
姓 名	前
家畜登録識別名及び登録番号	
種 别 犬及び品種	
毛 色 黒	
生 年 月 日	
飼養者(畜主)の氏名及び住所	
備 考	
種 付 年 月 日	育 付 年 月 日
飼 養 者	姓 名
毛 色	年 月 日
生 年 月 日	備 考

備考
1 この欄には、飼育の状況等を記載する事項を記載し、又は記載すること。
2 印に(イ)、(ア)、(ウ)の印が押された場合は(イ)印の欄に記載すること。
3 本欄に(イ)印が押された場合は、飼育者(畜主)の氏名及び住所を記載すること。
及び(ウ)印が押された場合は(ウ)印の欄に記載すること。(本欄と(ウ)印の欄は併せていよいよ記載すること。)

様式第五号
家畜人工授精用精液の採取で關する事項

採取年月日	採取用精液剤	採取量	色 (S)	臭気 (S)	PH (S)	精子数 (※)	活力及び生存率 (S)	精子濃度 (S)	活性液の活力及び生存率 (S)	採取した本液及び家畜人工授精用精液証明書番号	採取した本液及び家畜人工授精用精液証明書番号
											本
											紙
											紙
											紙
											紙
											紙

備考
1 この部欄には、家畜人工授精用精液の1回の採取ごとにその採取及び処理に関する事項を記載し、又は記載すること。
2 本欄における注入若しくは体外授精に関する事項を記載し、又は記載すること。
3 (イ)印及び印の欄には、種畜の飼養者が獣医師又は家畜人工授精師でない場合は記載又は記録をせず、各印の欄には、精液を凍結保存しない場合は記載又は記録を要しない。
4 精液を採取し、封を施すことなく、その場で種畜に注入し、又は体外授精を行ったときは、種畜に注入又は体外授精並びに精液採取に関する説明書(乙)番号を記載し、又は記録すること。

様式第五号
種畜の飼養者(畜主)の氏名及び住所

種 付 回 数	
前	
種 付 回 数	1 回
種 付 回 数	2 回
種 付 回 数	3 回
種 付 回 数	4回以上
後	
後	
不 明 数	
不 明 数	0
不 明 数	1
不 明 数	計
精液採取回数	
精液採取量	

備考
1 この欄には、種畜の飼養者が獣医師でない場合は(イ)印の欄に記載する所持物の識別番号をとりまとめて記載し、又は記録すること。これを押す場合は(ア)印に記載すること。
2 本欄における注入若しくは(ウ)印に記載すること。
3 種付回数は、1頭種雄毎年に2回以上施行せられた場合でも1頭として記録すること。

様式第五号
種 付 説 明 書

番 号	
種 付 年 月 日	種 付 年 月 日
施 行 た る 時 期	種 付 年 月 日
前	後
種 付 回 数	1 回
種 付 回 数	2 回
種 付 回 数	3 回
種 付 回 数	4回以上
後	
不 明 数	
不 明 数	0
不 明 数	1
不 明 数	計
種 付 説 明 書	
精液採取回数	
精液採取量	

備考
1 本欄には、種畜の飼養者が獣医師でない場合は(イ)印の欄に記載する所持物の識別番号をとりまとめて記載し、又は記録すること。これを押す場合は(ア)印に記載すること。
2 本欄における注入若しくは(ウ)印に記載すること。
3 種付回数は、1頭種雄毎年に2回以上施行せられた場合でも1頭として記録すること。

第 六 号	
精液採取に関する証明書(甲)	
被取扱い種類	精液
被取扱い品名	精液
被取扱い品の性質	液体
被取扱い品の特徴	無害
被取扱い品の種類	精液
精液採取年月日	年 月 日
精液採取場所	家庭(被取扱い者)(被取扱い者)(被取扱い者)
精液採取方法	手取扱い
精液採取部位	陰茎
(備考) 様液の採取量及び性状	精液
(備考) トキメキ及び性状	正常
上記のとおり家畜人工授精用精液を採取したことと明確する。	
年 月 日	
(※) 施術師(家畜人工授精師) 見附番号(免許番号)(被取扱い者)第 住 所 氏 名 出発地番号 氏名又は本名	
(備考) 乙の届出書にて、精液を採取した施術師又は家畜人工授精師とその種別の 被取扱い者である場合に使用するものとある。	

(日本標準規格A3)

備考
1. 本件の場合は、被取扱いした施術師又は家畜人工授精師が被取扱いの動物に接する場合に、
被取扱いの動物に接する場合は、被取扱いの動物に接する場合は、
2. 被取扱いの動物に接する場合は、被取扱いの動物に接する場合は、
3. 被取扱いの動物に接する場合は、
4. 被取扱いの動物に接する場合は、
5. 被取扱いの動物に接する場合は、
6. 被取扱いの動物に接する場合は、
7. 被取扱いの動物に接する場合は、
8. 被取扱いの動物に接する場合は、
9. 二つの届出書にて、精液を採取した施術師又は家畜人工授精師とその種別の
被取扱い者である場合に使用するものとある。

第 七 号	
家畜人工授精用精液證明書	
被取扱い種類番号	精液
被取扱い品名	精液
被取扱い品の性質	液体
被取扱い品の特徴	無害
被取扱い品の種類	精液
精液採取年月日	年 月 日
被取扱い品の性状及び性別	精液
被取扱い(被取扱い人)(被取扱い)(被取扱い番号)(被取扱い)(被取扱い)	精液

(日本標準規格A3)

備考
1. この届出書は、家畜人工授精用精液の证明書である。
2. 被取扱いの動物に接する場合は、被取扱いの動物に接する場合は、
3. 被取扱いの動物に接する場合は、被取扱いの動物に接する場合は、
4. 被取扱いの動物に接する場合は、
5. 被取扱いの動物に接する場合は、
6. 被取扱いの動物に接する場合は、
7. 被取扱いの動物に接する場合は、
8. 被取扱いの動物に接する場合は、
9. 二つの届出書にて、精液を採取した施術師又は家畜人工授精師とその種別の
被取扱い者である場合に使用するものとある。

第 八 号	
精液・精子の確認	
被取扱い(被取扱い人)(被取扱い)(被取扱い番号)(被取扱い)(被取扱い)	被取扱い(被取扱い人)(被取扱い)(被取扱い番号)(被取扱い)(被取扱い)
(※) 以上又は外付精液番号	

(備考) 以上又は外付精液番号
被取扱い(被取扱い人)(被取扱い)(被取扱い番号)(被取扱い)(被取扱い)

備考
1. 本件の場合は、家畜内内受精用精液の证明書である。
2. 被取扱いの動物に接する場合は、被取扱いの動物に接する場合は、
3. 被取扱いの動物に接する場合は、被取扱いの動物に接する場合は、
4. 被取扱いの動物に接する場合は、
5. 被取扱いの動物に接する場合は、
6. 被取扱いの動物に接する場合は、
7. 被取扱いの動物に接する場合は、
8. 被取扱いの動物に接する場合は、
9. 二つの届出書にて、精液を採取した施術師又は家畜人工授精師とその種別の
被取扱い者である場合に使用するものとある。

備考
1. この届出書は、家畜内内受精用精液の证明書である。
2. 被取扱いの動物に接する場合は、被取扱いの動物に接する場合は、
3. 被取扱いの動物に接する場合は、被取扱いの動物に接する場合は、
4. 被取扱いの動物に接する場合は、
5. 被取扱いの動物に接する場合は、
6. 被取扱いの動物に接する場合は、
7. 被取扱いの動物に接する場合は、
8. 被取扱いの動物に接する場合は、
9. 二つの届出書にて、精液を採取した施術師又は家畜人工授精師とその種別の
被取扱い者である場合に使用するものとある。

調査・検査の確認	
調査者の住所、氏名又は名前及び職種をした 年月日	調査者の住所、氏名又は名前及び職種を受けた 年月日
(参考) 検査記録	
検査(受取人)の検査番号 年月日 (参考番号)	(施) 第 号
検査を行った検査の別 年月日	
検査を受けた機器名及び 年月日	
色及び 年月日	
総括 年月日	

備考
調査・検査の結果に沿って「調査者の住所、氏名又は名前、年月日」欄を記載する。既に記入済みの場合は、既に記入済みの欄に記入する。
参考番号について小数点を付ける場合がある場合は、参考番号を記入して検査結果を記載することとする。
参考番号について参考番号を記入する場合は、参考番号を記入して検査結果を記載することとする。

様式第九号

調査・検査の確認	
調査(受取人)の記号 (参考文は記号)	家畜体外受精卵證明書
性別 年月日	年月日
交配し た種 畜	名前
品种	家畜体外受精卵及び母體番号
性別 年月日	姓
交配し た種 畜	名前
品种	家畜体外受精卵及び母體番号
性別 年月日	姓
交配し た種 畜	名前
品种	家畜体外受精卵及び母體番号
性別 年月日	姓
交配し た種 畜	名前
品种	家畜体外受精卵及び母體番号
性別 年月日	姓
交配し た種 畜	名前
品种	家畜体外受精卵及び母體番号
性別 年月日	姓
交配し た種 畜	名前
品种	家畜体外受精卵及び母體番号
性別 年月日	姓
(参考) 検査記録	
検査(受取人)の検査番号 (参考番号)	年月日
検査を行った検査の別 年月日	
検査を受けた機器名及び 年月日	
色及び 年月日	
総括 年月日	

備考
調査・検査の結果に沿って「調査者の住所、氏名又は名前、年月日」欄を記載する。既に記入済みの場合は、既に記入済みの欄に記入する。
参考番号について小数点を付ける場合がある場合は、参考番号を記入して検査結果を記載することとする。
参考番号について参考番号を記入する場合は、参考番号を記入して検査結果を記載することとする。

様式第五号

調査・検査の確認	
調査者の住所、氏名又は名前及び職種をした 年月日	調査者の住所、氏名又は名前及び職種受けた 年月日
(参考) 検査記録	
検査(受取人)の検査番号 (参考番号)	(施) 第 号
検査を行った検査の別 年月日	
検査を受けた機器名及び 年月日	
色及び 年月日	
総括 年月日	

備考
調査・検査の結果に沿って「調査者の住所、氏名又は名前、年月日」欄を記載する。既に記入済みの場合は、既に記入済みの欄に記入する。
参考番号について小数点を付ける場合がある場合は、参考番号を記入して検査結果を記載することとする。
参考番号について参考番号を記入する場合は、参考番号を記入して検査結果を記載することとする。

様式第十号

精液採取に関する証明書(乙)	
精液採取の番号	精液の 年月日
名前	姓
家畜体外受精卵番号	年月日
及び 母體番号	
母體の性別及年月日	
精液採取の年月日	
上記における精液の精液採取したことを証明する。 年月日	
被試験者(家畜人工授精場) 世籍番号(参考番号)	(施) 第 号
姓	
氏名	

備考
この証明書は、精液を採取し、射を施すことなくその場で精液に注入し、
家畜体外受精を行った場合に、精液を採取した施設又は人工授精場が、
該施設又は人工授精場よりの精液を採取して、射を施す前に精液を採取しては
ならないことを記載する。
該施設又は人工授精場よりの精液を採取して、射を施す前に精液を採取しては
ならないことを記載する。

品名	生年月日
姓	性別
登録番号及び登録年月日	
店舗名	店舗所在地
販賣者名	販賣者所在地
販賣者登録番号	販賣者登録年月日
販賣者性別	販賣者年齢
販賣者登録番号	販賣者登録年月日
販賣者性別	販賣者年齢

備考
1. みんさく、以及付記については、子孫の内に同一の登録番号で複数の登録を有し、又は記載すること。
2. 本人登録の登録番号等の登録情報を登録する場合は、登録番号等を記載すること。
3. 本人登録の登録番号等の登録情報を登録する場合は、登録番号等を記載すること。
4. 販賣者の内に同一の登録番号で複数の登録を有し、又は記載すること。
5. 他の登録情報を記載する場合は、該登録情報が該登録番号に対する登録情報を記載すること。
6. 他の登録情報を記載する場合は、該登録情報が該登録番号に対する登録情報を記載すること。

大正二年十二月二日

年次	月	日
販賣用紙	封	
販賣用紙	1回	
販賣用紙	2回	
販賣用紙	3回	
販賣用紙	4回以上	
販賣用紙	未記入	
販賣用紙	不支給	
販賣用紙	5回	
販賣用紙	6回	
販賣用紙	7回	
販賣用紙	8回	
販賣用紙	9回	
販賣用紙	10回	
販賣用紙	11回	
販賣用紙	12回	
販賣用紙	13回	
販賣用紙	14回	
販賣用紙	15回	
販賣用紙	16回	
販賣用紙	17回	
販賣用紙	18回	
販賣用紙	19回	
販賣用紙	20回	

備考
1. この表には、被共同購入者登録番号登録用紙の年月日の欄を記入し、又は記載すること。
2. 本登録用紙は、その内容を記入するときは必ず記入すること。
3. 付記欄は、本登録用紙に記入する場合は必ず記入すること。

大正二年十二月二日

品名	家畜登録番号	品種	(個体識別番号)	生年月日	飼養者の氏名又は登録番号
販賣用紙	登録番号	販賣用紙	登録番号	登録番号	登録番号
交換した種苗					
販賣用紙及び体外受精母					
体内受精母(販賣用紙)(①)					
名前	家畜登録番号	品種	(個体識別番号)	生年月日	飼養者の氏名又は登録番号
販賣用紙	登録番号	販賣用紙	登録番号	登録番号	登録番号
交換した種苗					
販賣用紙及び体外受精母					
体内受精母(販賣用紙)(②)					

備考
1. 被共同購入者登録用紙にて内に記載の登録番号及び登録年月日を記入し、又は記載すること。
2. 本登録用紙は、被共同購入者登録用紙の年月日欄に記入する被共同購入者登録用紙の年月日欄に記入すること。
3. 体外受精母を記入し、対象者と異なる場合に記入したときは、被共同購入者の内に被共同購入者登録用紙に記入する被共同購入者の年月日欄に記入すること。
4. 体外受精母の内に記入し、対象者と異なる場合に記入したときは、被共同購入者の内に被共同購入者登録用紙に記入すること。
5. (①)の場合は、体内受精母を記入した被共同購入者登録用紙を複数枚提出されたものを記入し、又はその他の品種コード及び登録番号を記載すること。
6. (②)の場合は、体内受精母を記入した被共同購入者登録用紙を複数枚提出されたものを記入し、又は記載すること。

大正二年十二月二日

品名	家畜登録番号	品種	(個体識別番号)	生年月日	飼養者の氏名又は登録番号
販賣用紙	登録番号	販賣用紙	登録番号	登録番号	登録番号
交換した種苗					
販賣用紙及び体外受精母					
体内受精母(販賣用紙)(①)					
名前	家畜登録番号	品種	(個体識別番号)	生年月日	飼養者の氏名又は登録番号
販賣用紙	登録番号	販賣用紙	登録番号	登録番号	登録番号
交換した種苗					
販賣用紙及び体外受精母					
体内受精母(販賣用紙)(②)					

備考
1. 被共同購入者登録用紙にて内に記載の登録番号及び登録年月日を記入し、又は記載すること。
2. 本登録用紙は、被共同購入者登録用紙の年月日欄に記入する被共同購入者登録用紙の年月日欄に記入すること。
3. 体外受精母を記入し、対象者と異なる場合に記入したときは、被共同購入者の内に被共同購入者登録用紙に記入する被共同購入者の年月日欄に記入すること。
4. 体外受精母の内に記入し、対象者と異なる場合に記入したときは、被共同購入者の内に被共同購入者登録用紙に記入すること。
5. (①)の場合は、体内受精母を記入した被共同購入者登録用紙を複数枚提出されたものを記入し、又はその他の品種コード及び登録番号を記載すること。
6. (②)の場合は、体内受精母を記入した被共同購入者登録用紙を複数枚提出されたものを記入し、又は記載すること。

大正二年十二月二日

番	号
姓	氏
外國人登録番号及(登録番号)	
品	種
毛色及び脚	種
生年月日	
飼養の方法は(本馬及び仔馬)	
性	雄
種	種
出生年月日	
發行年月日	
備	考
性	種
生年月日	
備	考

備考
1. 本馬の場合は、本馬(ハサウエ)の受取時に(本馬もしくは本馬の馬名)に記載し、又は記載すること。
2. 本馬の性別は、(本馬の性別)と記載すること。
3. 飼養の方法は(本馬の馬名)及び(本馬の馬名)の馬の馬名を記載すること。
4. 本馬の毛色及び脚の種類は、(本馬の毛色)及び(本馬の脚の種類)と記載すること。
5. 本馬の出生年月日は、(本馬の出生年月日)と記載すること。
6. 本馬の發行年月日は、(本馬の發行年月日)と記載すること。
7. 本馬の備考欄は、(本馬の備考)と記載すること。

番	号
姓	氏
外國人登録番号及(登録番号)	
品	種
毛色及び脚	種
生年月日	
飼養の方法は(本馬及び仔馬)	
性	雄
種	種
出生年月日	
發行年月日	
備	考
性	種
生年月日	
備	考

備考
1. 本馬の場合は、本馬(ハサウエ)の受取時に(本馬もしくは本馬の馬名)に記載し、又は記載すること。
2. 本馬の性別は、(本馬の性別)と記載すること。
3. 本馬の出生年月日は、(本馬の出生年月日)と記載すること。
4. 本馬の發行年月日は、(本馬の發行年月日)と記載すること。

番	号
姓	氏
外國人登録番号及(登録番号)	
品	種
毛色及び脚	種
生年月日	
飼養の方法は(本馬及び仔馬)	
性	雄
種	種
出生年月日	
發行年月日	
備	考
性	種
生年月日	
備	考

備考
1. 本馬の場合は、本馬(ハサウエ)の受取時に(本馬もしくは本馬の馬名)に記載し、又は記載すること。
2. 本馬の性別は、(本馬の性別)と記載すること。
3. 本馬の出生年月日は、(本馬の出生年月日)と記載すること。
4. 本馬の發行年月日は、(本馬の發行年月日)と記載すること。

番	号
姓	氏
外國人登録番号及(登録番号)	
品	種
毛色及び脚	種
生年月日	
飼養の方法は(本馬及び仔馬)	
性	雄
種	種
出生年月日	
發行年月日	
備	考
性	種
生年月日	
備	考

備考
1. 本馬の場合は、本馬(ハサウエ)の受取時に(本馬もしくは本馬の馬名)に記載し、又は記載すること。
2. 本馬の性別は、(本馬の性別)と記載すること。
3. 本馬の出生年月日は、(本馬の出生年月日)と記載すること。
4. 本馬の發行年月日は、(本馬の發行年月日)と記載すること。

様式第十五号

第 号	家畜人工授精部免許証	
本籍地 既述の地名(固有名) 住所地 既述の地名(固有名)		
氏名 千月日		
家畜の種類及び家畜人工授精の業種、家畜人工授精及び家畜の受精抑制の業種又は家畜人工授精並びに家畜の受精抑制の業種及び家畜外交情的抑制の業種の別		
家畜改良種法第16条第1項の規定により免許する。		
年 月 日		
都道府県知事 氏名		
(日本農業機械A4)		

様式第十六号

家畜人工授精部免許証換交付(再交付)申請書		
年 月 日		
都道府県知事 氏名		
住所		
氏名		
家畜改良種法施行第1条(第10条第1項)の規定により家畜人工授精部免許証の書換交付(再交付)を受けたいので、下記より申請します。		
記		
1 免許年月及び免許番号		
2 書換交付の場合にあっては、免許証の記載事項の変更の箇所		
3 申請の事由		
(日本農業機械A4)		

様式第十七号

第 号	授 精 證 明 書	
種 別	家畜人工授精用 種子販賣業者登記 番号	名 前
	名 前	
種 別 登 記 事 項	家畜改良種業者登記 番号	
	種 別 登 記 事 項	
種 別 登 記 事 項	種 別	
	毛 色 及 び 特 徴	
種 別 登 記 事 項	生 年 月 日	
	同 上 の 名 と 文 字 の 形 状 及 び 印 刷 所	
種 別 登 記 事 項	種 別 登 記 事 項	
	種 別 登 記 事 項	
上記のとおり家畜人工授精用種子を購入したことを説明する。		
年 月 日		
都道府県(家畜人工授精部) 都道府県(免許番号)(固)第 号		
住所		
氏名		
(家畜人工授精用種子販賣業者又は種子供給に関する證明書(乙)を二つに限り付けること。)		
1 種子供給用種子を交付した場合は、その半分を家畜改良種法第10条第1項に定める額以上は家畜人工授精部が負担し、 2 家畜改良種法第10条第1項に定める額以上は、種子の名前(固有名)には、実行した者と供給者との間にかかる家畜人工授精用種子の供給の契約の成立の旨を記載する。		
3 もう一つには、家畜改良種法第10条第1項に定める額以上は、種子の名前(固有名)には、供給の契約の成立の旨を記載する。		

様式第十八号

第 号	体 内 受 精 部 移 植 證 明 書	
体内受精部 移植業者登記 番号	家畜人工授精用 種子販賣業者登記 番号	名 前
	名 前	
体内受 精 部 移 植 業 者 登 記 事 項	家畜改良種業者登記 番号	
	品 種	
体内受 精 部 移 植 業 者 登 記 事 項	毛 色 及 び 特 徴	
	生 年 月 日	
体内受 精 部 移 植 業 者 登 記 事 項	同 上 の 名 と 文 字 の 形 状 及 び 印 刷 所	
	同 上 の 名 と 文 字 の 形 状 及 び 印 刷 所	
上記のとおり家畜体内受精部移植業者登記したことを説明する。		
年 月 日		
都道府県(家畜人工授精部) 都道府県(免許番号)(固)第 号		
住所		
氏名		
(家畜体内受精部移植業者登記に関する證明書を二つに限り付けること。)		
1 内外受精部移植業者登記を完了した場合は、その半分を家畜改良種法第10条第1項に定める額以上は家畜人工授精部が負担すること。 2 実行した者と供給者との間にかかる内外受精部移植業者の契約の成立の旨を記載する。		
3 供給の契約の成立の旨を記載する。		

第 一 号 体 外 受 精 液 移 植 証 明 書	
特許庁外受精液移植明細書 並びに外受精液移植明細書 並びに外受精液移植明細書 並びに外受精液移植明細書 並びに外受精液移植明細書	
名	姓
性別	
年 齢	
性 别	
年 齢	
性 別	
年 齢	
（受精者の方の氏名は本件及び往來	
上記のとおり受精液を移植することを証明する。	
年 月 日 勘定所（受精人方住所） 監査者（先生番号）（西）第 号 住 所 氏 名	
(受精外受精液證明書は体外受精液生産に関する證明書をここに記入すること)	

備考：外受精液移植明細書を交付した場合は、その旨を本書又は監査用紙により記載又は受精人方住所欄に記入して下さい。
2. 本件を了承して下さい。本件を了承する場合は、所轄に於て外受精液移植明細書の提出が義務づけられる場合及び同様に記載する外受精液證明書を第 1 号（西）第 1 号（監査用紙）の監査用紙をもつて、了承すること。

家畜人工授精所開設許可申請書	
年 月 日	
都道府県知事 眞	
家畜人工授精所の開設者の住所	
家畜人工授精所の開設者の氏名	
家畜改良機関 24 条の規定により家畜人工授精所開設の許可を受けたいので、 家畜改良機関施設登録 32 条第 3 項に掲げる書類を添えて、下記に申請します。	
記	
1 家畜人工授精所の名称及び住所	
2 家畜人工授精所を運営する者の姓名及び住所	
3 家畜の種類及び事業内容	
4 受精方法並びに種子の販賣及び販賣者に付けることの有無	
5 家畜人工授精所の運営に付けることの有無	
6 その他 (①と全く同じについて次に記載する)、設備及び其の概要	
① 家畜人工授精所の運営に付けることの有無	
② 家畜改良機関 24 条の規定により家畜人工授精所開設の許可を受けるための外受精液移植明細書（監査用紙）によるもの	
(日本農業規範 A-1)	

備考：(1) 本件に記載の内容に誤りがある場合は、記入者にて修正すること。
1. 家畜人工授精所の名称及び住所の記載
2. 家畜人工授精所を運営する者の姓名及び住所の記載
3. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、及び所轄に於て外受精液移植明細書の提出が義務づけられる場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
4. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
5. 家畜人工授精所の運営に付けることの有無の記載
6. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
7. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
8. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
9. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
10. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載

家畜人工授精所開設許可に係る事項変更届出書			
年 月 日			
都道府県知事 真			
家畜人工授精所の開設者の住所			
家畜人工授精所の開設者の氏名			
家畜改良機関 25 条の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。			
変更事項			
変更内容	変更前	変更後	変更年月日
変更による新規の開設者の氏名及び住所			
(日本農業規範 A-1)			

備考：(1) 本件に記載の内容に誤りがある場合は、記入者にて修正すること。
1. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
2. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
3. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
4. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
5. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
6. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
7. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
8. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
9. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載
10. 家畜改良機関のうち開設する場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載

家畜人工授精所 休止・休業届出書	
年 月 日	
都道府県知事 真	
家畜人工授精所の開設者の住所	
家畜人工授精所の開設者の氏名	
記	
1 家畜人工授精所の管理者番号	
2 家畜人工授精所の名称及び住所地	
3 休止し、休業し、又は再開しようとする年月日	
4 休止し、又は再開しようとする場合は、休止予定期間	
5 休止し、又は再開しようとする場合は、(家畜の種類)の上記欄に記載した事務から本受精液を供給し、並びに運送し、供給する事務の名前及び住所の記載	
(日本農業規範 A-1)	

様式第二十三号

家畜人工授精所開設許可証書交付（再交付）申請書	
年月日	
郵送料金附 記	
家畜改良地開設法施行規則第38条（第39条）の規定により家畜人工授精所開設許可の書類交付（再交付）を受けたいので、下記により申請します。	
1 家畜人工授精所の管理番号	
2 家畜人工授精所の名称及び所在地	
3 書類交付の場合における、許可前の必要な事項の変更の箇所	
4 申請の事由	

(日本農業規格A-4)

様式第二十四号

家畜人工授精所の管理番号： 家畜人工授精所の名称及び所在地：							
譲渡・譲受等した年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液證明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無（名稱）・住所	譲渡・譲受等の内容	備考欄
年月日							
年月日							
年月日							
年月日							
年月日							

備考

- 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受け、譲り受け、又はに失した年月日を記載することとともに、C失した場合にあっては、そのに失した事実を知った日を記入し、E失した日の日付をついた場合は、当該日に記載の備考欄にその旨記載するなど、C失した人が見つけたことが分かるように記載すること。
- 年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。
- 譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、二を記入する場合は、備考欄に具体的な和手方について記載すること。（例：B登録料の差額請求、年月日など）

1 有
2 無
3 請求
4 「譲渡・譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
1 請渡
2 請受
3 請求
4 請求

5 謙譲等記録欄は、この様式で規定されている事項が必要なときに速やかに照合できるよう記載すること。

様式第二十四号
家畜上場精液交換についての説明書様式第二十五号
家畜上場精液交換についての説明書

様式第二十五号

家畜人工授精所の管理番号： 家畜人工授精所の名称及び所在地：					
譲渡・譲受等した年月日	家畜体内受精用精液證明書番号又は家畜体外受精用精液證明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無（名稱）・住所	譲渡・譲受等の内容	備考欄
年月日					

備考

- 「譲渡・譲受等した年月日」の欄には、譲渡し、譲受け、譲り受け、又はに失した年月日を記載することとともに、C失した場合にあっては、そのに失した事実を知った日を記入し、C失した日の日付をついた場合は、当該日に記載の備考欄にその旨記載するなど、C失した人が見つけたことが分かるように記載すること。
- 年月日を記載する場合には、西暦で記載すること。
- 「譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無」の欄には、次の区分により番号を記入すること。ただし、二を記入する場合は、備考欄に具体的な和手方について記載すること。（例：B登録料の差額請求、年月日など）

1 有
2 無
3 請求
4 「譲渡・譲受等の内容」の欄には、次の区分により番号を記入すること。
1 請渡
2 請受
3 請求
4 請求

5 謙譲等記録欄は、この様式で規定されている事項が必要なときに速やかに照合できるよう記載すること。

6 「家畜体内受精用精液證明書番号又は家畜体外受精用精液證明書番号」の欄において、当該記載に係る家畜精液を収めた容器に、家畜体内受精用精液證明書番号ではなく、常に家畜1頭第2号といふ表示されている場合は、二これらを同時に記載すること（名前を記載する場合はカタカナで記載する）。

登録場査認申請書	
年月日	
農林水産大臣 氏名又は名称	
備考欄	

家畜改良地開設法第32条の2の1項の規定により登録場査認の承認を受けたい

ので、登録規程及び家畜登録事項の審査結果を記入して申請します。

(日本農業規格A-4)

様式第二十六号

登録規程変更承認申請書	
年月日	
農林水産大臣 殿	
住所 氏名又は名称	
<small>家畜改良増殖法施行規則第22条の2第2項の規定により登録規程の変更の事由を受けたもの、下記により申請します。</small>	
記	
1 变更の箇所 2 变更の理由	

(日本語要領書A-4)

様式第二十七号

家畜登録事業廃止届出書	
年月日	
農林水産大臣 殿	
住所 氏名又は名称	
<small>家畜登録事業を廃止したいので、下記により届け出ます。</small>	
記	
1 廃止の予定期日 2 廃止の理由 3 廃止後の家畜登録の扱扱	

(日本語要領書A-4)

様式第二十八号

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書																
年月日提出																
都道府県知事 殿																
家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、年1月1日から12月31までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。																
1 家畜人工授精所の管理番号： 2 家畜人工授精所の名称及び所在地： 3 家畜人工授精所の取扱いの別： 4 前各対象物： 5 5月現在の時点での保有数量： 6 家畜人工授精所の運営の状況																
(単位：頭) 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 合計 生産数量 調受数量 調渡数量 利用数量 保有又は 亡失した数量 月末現在の 保有数量 領収																

(日本語要領書A-4)

備考

1 年は西暦で記載すること。
 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 1 家畜人工授精用精液の販売等の業務
 2 家畜体内受精用精液及び受精の業務
 3 家畜外受精用精液及び受精の業務
 4 家畜外受精の生産に関する業務 (家畜の種のといたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合)
 5 家畜外受精卵の生産に関する業務 (卵巣の種から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合)
 6 家畜外受精卵の販売等の業務
 7 家畜外受精卵の輸送の業務

3 4及び5の対象物の区分により番号を記入すること。
 1 家畜外受精用精液の販売等の業務
 2 家畜体内受精用精液の販売等の業務
 3 家畜外受精用精液及び受精の業務
 4 家畜外受精卵の生産に関する業務 (卵巣の種から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合)
 5 家畜外受精卵の販売等の業務
 6 家畜外受精卵の輸送の業務

4 調受数量及び利用数量は、育成にあわせ、対象とした家畜の人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記入すること。
 5 調受数量及び利用数量は、育成にあわせ、対象とした家畜の人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記入すること。
 6 調受数量には、既に上記と合った特定家畜人工授精用精液等の購入を含む。
 7 調受数量には、既に上記と合った特定家畜人工授精用精液等の販売を含む。ただし、上記と合った特定家畜人工授精用精液等の販売を含むことによって該当しないものについてその事由と数量を記載すること (例: 亡失した精液の見落 + 2)。

様式第二十九号

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵 (特定家畜人工授精用精液等のあるものを除く。) の業務に関する報告書																
年月日提出																
都道府県知事 殿																
家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、年1月1日から12月31までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。																
1 家畜人工授精所の管理番号 2 家畜人工授精所の名称及び所在地 3 家畜の種類及びその業務の別 4 家畜人工授精用精液を調達した件数 5 家畜人工授精用精液を譲受した件数 6 家畜受精卵を譲渡した件数 7 家畜受精卵を譲受した件数																

(日本語要領書A-4)

備考

1 年は西暦で記載すること。
 2 3の業務の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該種別に基づく報告を行うこと。
 1 家畜外受精用精液の販売等の業務
 2 家畜外受精用精液及び受精の業務
 3 家畜外受精卵の生産に関する業務 (卵巣の種から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合)
 4 家畜外受精卵の販売等の業務 (卵巣の種から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合)
 5 家畜外受精卵の輸送の業務
 6 家畜外受精卵の販売等の業務 (卵巣の種から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合)

4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は中に限って記載すること。

